

工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領

1 趣旨

本要領は、山口県土木建築部が所管する工事及び工事に係る設計等業務におけるASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の実施に必要な事項を定めたものである。

2 対象

システムの実施対象は、すべての土木工事及び土木工事に係る設計等業務とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り対象外とすることが出来る。

3 使用システム

使用するシステムは、受注者が選定し、発注者と打合せを行い決定する。

4 システムの機能要件等

- (1) 国土交通省が定めた、最新の情報共有システム提供者における機能要件に対応していること。
- (2) システム提供方法は、ASP方式とする。
- (3) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- (4) システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

5 帳票の様式

システムで使用する帳票の様式は、山口県が定める土木工事共通仕様書、業務委託共通仕様書様式又は営繕・工事請負様式、営繕・業務委託提出様式であることを原則とする。

【参考】土木工事・業務委託共通仕様書様式：

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/youshiki.html

営繕・工事請負様式：

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/24142.html>

営繕・業務委託提出様式：

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/24141.html>

6 積算の取扱い

土木工事、土木工事に係る設計等業務及び営繕系工事に係る土質調査業務については、共通仮設費率等又は間接原価等に含まれるものとし、営繕系工事及び営繕系工事に係る設計等業務（土質調査業務を除く）については契約変更の対象とする。

7 成果品

受注者は、システムで収受された帳票（添付資料を含む）については、山口県が定める要領等に基づき電子納品することを原則とする。

帳票の納品時に、システムから排出される一覧表を納品すること。

受発注者間の合意により、紙で収受された帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での2重納品は原則行わないこととする。

8 情報セキュリティ対策

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

9 個人情報の取扱い

システム提供者は、個人情報の保護に関する法律（令5年11月改正 法律第79号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（適用年月日）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。